

水道工事設計単価表 新旧対照表

新	旧
水道工事設計単価表 利用上の注意	水道工事設計単価表 利用上の注意
1. 総則 (略)	1. 総則 (略)
2. 設計単価	2. 設計単価
(1) 採用順位 (略)	(1) 採用順位 (略)
(2) 埼玉県土木工事設計単価表の取扱い 経費適用年月の単価を採用する。_____	(2) 埼玉県土木工事設計単価表の取扱い 経費適用年月の単価を採用する。 <u>なお、標準単価については埼玉県ホームページ掲載の「土木工事設計単価表（標準単価・市場単価）における令和6年7月版の週休2日補正単価について」</u> <u>の補正係数を使用する。</u>
2. 設計単価 (3) から 3. 歩掛 (略)	2. 設計単価 (3) から 3. 歩掛け (略)
<b>附則</b> この取扱いは、経費適用年月令和7年 <u>10</u> 月以降の工事に係る設計単価等に適用する。	<b>附則</b> この取扱いは、経費適用年月令和7年 <u>4</u> 月以降の工事に係る設計単価等に適用する。

## 水道工事設計単価表 新旧対照表

新	旧
<p>水道工事設計単価表の公表に関する取扱い</p> <p>1. 目的 川口市水道事業の発注する土木一式工事および管工事（道路内の掘削を含む配水管布設工事）の積算において、条件の透明性、客観性及び事務の効率性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 公表の内容 (1) 水道工事設計単価表 ただし、市販刊行物に掲載されている資材単価は、マスキング（アスタリスク(*)で塗りつぶす）して公表する。（非公開部分）</p> <p>3. 公表の方法 川口市上下水道局のホームページにて閲覧に供する。</p> <p>附則 この取扱いは、経費適用年月令和7年<u>10</u>月以降の工事に係る設計単価等に適用する。</p>	<p>水道工事設計単価表の公表に関する取扱い</p> <p>1. 目的 川口市水道事業の発注する土木一式工事および管工事（道路内の掘削を含む配水管布設工事）の積算において、条件の透明性、客観性及び事務の効率性を確保することを目的とする。</p> <p>2. 公表の内容 (1) 水道工事設計単価表 ただし、市販刊行物に掲載されている資材単価は、マスキング（アスタリスク(*)で塗りつぶす）して公表する。（非公開部分）</p> <p>3. 公表の方法 川口市上下水道局のホームページにて閲覧に供する。</p> <p>附則 この取扱いは、経費適用年月令和7年<u>4</u>月以降の工事に係る設計単価等に適用する。</p>